

## 防府市福祉年金支給事務取扱要綱

昭和 4 9 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、防府市福祉年金（以下「年金」という。）の支給事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(基準日)

第 2 条 年金は、毎年 4 月 1 日を基準日とする。ただし、防府市福祉年金支給条例（昭和 4 8 年防府市条例第 3 7 号。以下「条例」という。）第 4 条に掲げる受給権（以下「受給権」という。）が生じた日の属する年度においては、受給権が生じた日を基準日とする。

(受給資格)

第 3 条 条例第 2 条第 1 項に規定する市内に住所を有する身体障害者等とは、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 9 条の規定により本市が援護を行う身体障害者及び知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 9 条の規定により本市が更生援護を行う知的障害者とする。

2 条例第 2 条第 1 項及び第 2 項による受給資格は、基準日の障害程度の等級及び知能程度によるものとする。

(適用除外の判断)

第 4 条 条例第 3 条による適用除外は次の各号により判断するものとする。

(1) 条例第 3 条第 1 号に規定する生活扶助を受けているときとは、毎年 7 月 1 日に生活扶助を受けている場合とする。ただし 7 月 1 日以後に受給権が生じた場合は受給権が生じた日に生活扶助を受けている場合とする。

(2) 条例第 3 条第 2 号に規定する公的年金を受給しているときとは、基準日の属する月に公的年金を受給している場合とする。

(3) 条例第 3 条第 3 号に規定する前年の所得とは、基準日が 4 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの場合はその前年の所得、1 月 1 日から 3 月 3 1 日までの場合は、その前々年の所得とする。

(受給権の発生日)

第 5 条 条例第 4 条に基づき市長が受給権を決定した場合は、その申請を受

理した日をもって受給権が生じた日とする。

(年金の支給額)

第 6 条 条例第 5 条各号に規定する年金の額は、基準日の年齢及び受給資格をもつて定める。

(年金額の遡及変更)

第 7 条 条例第 5 条に規定する障害程度又は知能程度が年金支給後に基準日を遡って変更した場合、既に支給した年金額と、変更後の年金額に相違が生じても、追加払い又は一部戻入は行わないものとする。

附 則

この要綱は、昭和 49 年度の防府市福祉年金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。